

新居浜市暴力団排除条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な事項等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説】本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

暴力団は、市民生活の場や社会経済活動に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。行政と市民及び事業者が一体となって、市民生活や社会経済活動の場から暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活を実現することを、この条例の目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。
- （4）市民等 市民及び事業者をいう。

【解説】本条は、本条例で使用する用語の意味について規定したものです。

○「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集

团的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

○「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいいます。

○「暴力的不当行為等」とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律で規定する罪のうち、国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

【解説】本条は、新居浜市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しないという暴力団排除・暴力追放のいわゆる「三ない運動」により、新居浜市からの暴力団排除を推進する上での市、市民等、関係機関及び関係団体の基本的なあり方として示したものです。

<第1項>

○「暴力団が不当な影響を与える存在であること」とは、暴力団の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、示威活動などにより市民の安全で平穏な生活を脅かす存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。

○「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して毅然として立ち向かうことをいいます。

○「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団に対する一切の資金の提供を行わないことをいいます。

○「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。暴力団の威力を利用しないことはもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働者として利用しないことも該当します。

<第2項>

○「相互の連携及び協力の下」とは、暴力団に対して市、市民、事業者、警察、愛媛県暴力追放推進センター等が一丸となって暴力団排除に取り組むべき姿勢をいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関及び関係団体と連携を図り、暴力団の排除に取り組むものとする。

【解説】本条は、市の責務について規定したものです。

市が暴力団の排除を行う上で、市単体ではなく、警察等の関係機関や関係団体との連携を図り、より効果的に暴力団の排除に取り組む必要があることから、これを市の責務として示したものです。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する取組に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【解説】本条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性に鑑み、市民等の責務について規定したものです。

<第1項>

暴力団の排除を実現させるためには、市や警察等の行政機関だけでは不十分であるため、市民が自主的に活動に取り組み、市民の相互の連携協力を図りながら、市が実施する暴力団排除に関する取組にも積極的に参加協力し、一丸となった取組を行うことを示したものです。

○「相互の連携及び協力を図り」とは、市民が一丸となり、暴力団を排除するための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。

<第2項>

事業者が事業を営むに当たり、当該事業から暴力団を排除するための取組を推進していくことは、業務の健全性を確保し、その社会的責任を果たすために非常に重要かつ必要なことであることから、事業に関して暴力団を利することのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する取組にも参加協力していただくよう、事業

者の役割を示したものです。

○「事業（事業の準備を含む。）」とは、一定の目的をもって反復継続的に行われる行為をいい、その準備も含まれます。営利の要素は必要としません。

○「事業の準備」とは、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度のものでなく、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合や事業の宣伝に着手しているような場合をいいます。

○「その行う事業により暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

<第3項>

市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられますので、効果的に暴力団の排除を推進するために、市や警察等の関係機関に対し、情報の提供に努めていただくよう示したものです。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、市が必要な措置を講じ暴力団の排除を率先して行うことを明らかにしたものです。

○「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務又は事業の全てをいいます。

○「市の事務又は事業により暴力団を利する」とは、市の事務又は事業を通じ暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。

○「暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等」とは、例示したものであり、具体的には、建設工事に係る建設業者の指名停止等の措置をとることや、物品購入等に係る物品業者の指名停止等の措置をとることによって入札に参加させないような措置などをいいます。

○「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、公共工事及び物品購入等において行われている指名停止の措置のほか、契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合などにおける市の解除権を契約書に記載するなど、市の事務又は事業が暴力団を利すること

を防止するために行う措置をいいます。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】本条は、市民や事業者の暴力団排除活動に対して、市が必要な支援等を行うことを規定したものです。

<第1項>

○「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。市民等に対して提供する情報については、県や警察などから提供される情報や市が市民等から入手した情報がその対象となります。

○「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指します。具体的には、市民等から暴力団の排除のための相談を受けた場合に、案件に応じて、警察や暴力追放推進センターに引き継ぐことなどが考えられます。

<第2項>

○「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。具体的には、リーフレット等の配布、広報誌、ホームページへの掲載などが考えられます。

(公共施設の使用の不許可等)

第8条 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公共施設の使用の許可について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

【解説】本条は、暴力団の活動に公共施設を利用させないことを規定したものです。

○「公共施設」とは、市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）であり、かつ、暴力団の活動に利用されるおそれのある施設のうち、会議や集会、イベント行事等を行うことのできる施設であって、使用に際して事前に申請が必要な施設をいいます。

○「暴力団の活動に利用されると認めるとき」とは、暴力団が組織として利用する暴力団の利益になる使用のことを指します。

具体的には、

- ・暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・暴力団幹部等の出所祝い
- ・暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・暴力団員等によるソフトボール大会等の行事
- ・暴力団主催による暴力団対策法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議などが挙げられます。

なお、暴力団員であっても、個人的な使用や家族による使用の場合など、

例えば、

- ・暴力団本人又はその親族の密葬、家族葬
- ・家族でスポーツ施設、文化施設を利用する場合

などは、暴力団の活動に利用される場合には当たらないものと考えられます。

（利益の供与の禁止）

第9条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

【解説】本条は、市民等による暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものです。

○「暴力団の威力を利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活用することであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、その行為が自己のためになされていることなどを直接又は間接に他者に認識させることをいいます。

○「暴力団の活動に協力する目的」とは、違法、合法を問わず、暴力団が行う活動全般に対して協力することを認識していることをいいます。

○「（暴力団の）運営に協力する目的」とは、暴力団の運営に、結果として役立つことを認識していることをいいます。例えば、暴力団組事務所の建築や修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことなどです。

○「暴力団員等が指定した者」とは、暴力団員等が市民等に対して、利益の供与をする相手先として指定した者や団体（その者や団体が、利益の供与についての事情を知っているかどうかは問いません。）をいいます。

○「金品その他の財産上の利益の供与」とは、金銭や物品のほか、有価証券、債務の免除（延期）、労務の提供等で、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

（祭礼等の行事からの暴力団の排除）

第10条 市は、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者に対し、当該行事からの暴力団の排除のために、警察その他の関係機関と連携し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】本条は、暴力団の排除のために祭礼等の行事の主催者や運営に携わる者に対し、情報提供等の必要な支援を行うことを規定したものです。

○「その他の必要な支援」とは、行事の主催者や運営に携わる者が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指します。具体的には、行事の主催者や運営に携わる者から暴力団の排除のための相談を受けた場合に、案件に応じて、警察や暴力追放推進センターに引き継ぐことなどが考えられます。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】 本条は、この条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【解説】 この条例の施行期日を定めたものです。